

新型コロナウイルス感染症軽症者等に係る宿泊療養施設（中濃圏域）  
包括運營業務委託に係る一般競争入札公告

新型コロナウイルス感染症軽症者等に係る宿泊療養施設（中濃圏域）包括運營業務委託について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条第1項の規定により公告する。

令和5年3月8日

岐阜県知事 古田 肇

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

新型コロナウイルス感染症軽症者等に係る宿泊療養施設（中濃圏域）  
包括運營業務

(2) 委託業務の内容

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和5年4月1日から令和5年5月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札参加者の資格に関する事項

単独法人の場合は下記（1）、共同経営体の場合は下記（2）の要件をすべて満たしていること。

(1) 単独法人

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登録されている者であること。

ウ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。

エ 岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき再生手続きの申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。

キ 県内に本店、支店、営業所等を有するものであること。

ク 官公庁との間で、新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養施設の運営業務委託契約を締結し、適切に業務を完了（見込みを含む）した実績を有する者（本社、支店、営業所等を含む。）であること。

なお、当該業務委託契約には、次の業務を含むものであること。

・施設運営の統括業務（現場責任者としての業務を含むこと。）

・入退所者の移送業務（車両の運行及び運行管理を含むこと。）

ケ 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による都道府県公安委員会の認定を受けている者であること。

(2) 共同経営体（複数の法人等で構成される団体）

ア 2（1）アからキをすべての構成員が満たしていること。

イ 2（1）クからケをいずれかの構成員が満たしていること。

### 3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

部署：岐阜県 健康福祉部 感染症対策推進課 医療・検査体制対策室  
医療機関支援第一係

住所：〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号

電話：058-272-1111（内線3344） FAX：058-278-3550

メールアドレス：c11237@pref.gifu.lg.jp

(2) 入札説明書の交付受付期間及び交付場所

ア 交付受付期間

令和5年3月8日（水）から令和5年3月15日（水）まで。最終日は午後5時まで。

イ 交付場所

原則電子メールによる受付、交付とするので、上記担当部局まで受付期間内に電子メールで交付希望の旨を申し出ること。

電子メールでの希望申し出が困難な場合は、郵送により交付するので、3月10日（金）正午までに上記担当部署へ交付希望の旨を申し出ること。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める入札参加資格確認申請書を3の(1)まで提出（郵送可）し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限

令和5年3月16日（木）午後5時（必着）

ウ 期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

エ 入札参加資格の確認結果は、令和5年3月20日（月）までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時：令和5年3月23日（木）午前10時30分

（入札を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）で行う場合は、令和5年3月22日（水）午後5時までに3の（1）の担当部局へ必着のこと）

イ 場所：岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号

岐阜県庁舎 3階 301会議室

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後ただちに3の（4）のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3の（1）に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、郵便等による入札を含め、入札書の日付は、入札日を記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第114条各号のいずれかに該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

落札者は、規則第111条の規定により定めた予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。ただし、郵便等による入札を行ったものがある場合は、この限りではない。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止及びこれによる損害

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。

また、令和5年度予算の議決が得られない場合は、入札を行わない。

入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 郵便等による入札を認める。なお、郵便等により入札書を提出する場合は、入札案件名と入札参加者名を記載した中封筒に入札書を封かんし、表封筒に入れて郵送等すること。

また、郵便によるときは、一般書留又は簡易書留によること。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 落札者が、岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」又は「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

また、契約後に「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

5 委託料に関する注意事項

本契約では、実際の入所者数等に応じた業務実績（従事人数、実施数量等）により精算した金額を基に最終的な委託料を決定するため、当初の契約額に比べ最終的な委託料が大きく変動する可能性があることを前提に入札すること。

また、契約期間中の感染状況によっては、本施設の運営を停止することがある。この場合、施設運営のための人員配置等を行わないため、精算額が当初契約時よりも大幅に減少する可能性があることを前提に入札すること。